

小型定置網又はふくろ網により行ううなぎ稚魚漁業許可の取扱方針

宮崎県農政水産部

宮崎県漁業調整規則（以下「規則」という。）第2章の規定による漁業の許可のうち、規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の小型定置網又はふくろ網により行うものについては、この方針の定めるところによる。

（許可の制限措置及び条件）

- 第1 知事は、規則第11条第1項及び第13条第1項の規定により、許可の制限措置及び条件（以下「制限措置等」という。）について別表に定める。
- 2 制限措置等のうち、漁業時期については、宮崎県内水面漁業協同組合連合会及び一般社団法人宮崎県シラスウナギ協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて毎年公示で定めることとし、資源保護の観点から、漁業時期の途中で休漁期間を設けた上で、実操業日数が90日を超えないことを原則とする。
- 3 知事は、前項の規定にかかわらず、漁業時期を延長する必要があると判断するときは、宮崎県内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、漁業時期を延長したときは、関係団体等に通知又は説明することで周知するとともに、当該許可を受けた者（以下「許可者」という。）に対して規則第29条第1項の規定により許可証の書換え交付を行う。

（新規の許可）

- 第2 知事は、新規許可をしようとするときは、別表の漁業種類別、制限措置の内容別に許可をすべき漁業者の数を定め、規則第11条第1項の規定により公示する。

（継続の許可又は起業の認可等）

- 第3 うなぎ稚魚漁業は、規則第4条第2項で定める船舶等ごとに許可を受ける漁業でないことから、規則第14条第1項各号の許可又は起業の認可の対象としない。

（採捕量の上限）

- 第4 知事は、内水面漁業の振興に関する法律の規定により国が本県養殖業者に許可した池入れ数量に達するか若しくは達するおそれがあると認めるとき又は本県養殖業者の当該漁期におけるシラスウナギの池入れ予定数量に達するおそれがあると認めるときは、採捕の停止を指示する。
- 2 前項の規定により知事が採捕の停止を指示した場合は、許可者はその指示に従わなければならない。

3 知事は、前項の規定による停止を終了する場合は、許可者に対して通知する。

(許可の有効期間)

第5 許可の有効期間は、規則第15条第1項第3号の規定により、別表に定める漁業時期と同一とする。

(申請事務等の手続き)

第6 申請及び届出の様式並びに申請書に添付すべき書類を次のとおり定める。

(1) 規則第11条第1項の規定による許可に関する申請書の様式 様式第1号

- ・添付書類
 - ア 定款
 - イ 登記簿抄本
 - ウ 適格性に係る誓約書(様式例)

(2) 規則第27条第1項の規定による許可証の書換え交付の申請に関する申請書の様式 様式第2号

- ・添付書類
 - ア その事実を証する書面
 - イ 採捕に従事させる者の一覧表(漁業従事者の変更を行う場合に限る。)

(3) 規則第28条の規定による許可証の再交付の申請に関する申請書の様式 様式第3号

(4) その他規則で定める手続であって、この方針に定めのないものは知事が別に定める。

2 規則第11条第2項の規定に基づき、許可の申請期間は原則1月とするが、うなぎ養殖における需給調整の観点から1月とすると漁業時期を失うおそれがある場合は、申請期間を短縮し、県のホームページで周知を図るものとする。

(許可についての適格性の基準)

第7 規則第10条第1項第1号の適格性を有する者は、第2による公示を行った日から起算して3年以内に、漁業に関する法令、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例(平成7年宮崎県条例第9号)に違反したとして、自身又は漁業従事者が、許可の取消し又は罰金以上の刑に処せられていない者とする。

(許可の基準)

第8 規則第11条第7項の許可の基準は、前年度の許可受有者の申請を優

先する。

(漁業許可証)

第9 規則第24条第1項の規定による許可証の様式は様式第4号により定める。

(変更許可の基準)

第10 規則第16条による変更の許可は、認めない。

(資源管理の状況等の報告)

第11 許可を受けた者は、規則第21条で定める報告(様式第5号)を知事に行わなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和3年10月8日から施行する。
- 2 この方針の第8の規定による許可の基準について、令和3年度の許可にあたっては、令和2年度に小型定置網又はふくろ網により行ううなぎ稚魚特別採捕許可を受けた者からの申請を優先することとする。

附 則

この方針は令和4年11月2日から施行する。

別表 許可の制限措置等及びその他の事項

		制限措置				条件	
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数	
うなぎ稚魚漁業(小型定置網又ははふくろ網)	定めなし	定めなし	一ツ瀬川の左岸導流堤突端と右岸導流堤突端を結んだ線より上流の海面及び一ツ瀬川水系の本支流	別途公示	国又は地方公共団体の法人であること	1	1) 操業区域のうち、知事が指定する区域以外では操業してはならない。 2) 使用する網の統数は、8統以内とする。 3) 使用する網の全長は50m以内とし、袖網入口の長さは25m以内とする。 4) 使用する網には標識灯を設置し、夜間でも識別できるようになしなければならない。 5) 採捕されたうなぎ稚魚は、毎日、全量出荷しなければならない。ただし、標出国等試験研究機関からの委託により標本とするものを除く。 6) 操業を行ったときは、その日の採捕量を翌営業日までに知事に報告しなければならない。 7) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 8) 他船舶の航行に支障をきたさないよう航路を確保するとともに、更に必要な場合は、他船舶の誘導を行わなければならない。 9) 許可証に記載のある従事者以外の者に採捕を行わせるはならない。
			大淀川の左岸導流堤突端、中央導流堤突端、右岸導流堤突端を順次に結んだ線より上流の海面及び大淀川水系の本支流				1

<p>量を翌営業日までに知事に報告しなけれ ばならない。</p>						
<p>7)使用する船舶には、知事が交付する 標旗を識別しやすい場所に掲揚しなけ ればならない。</p>						
<p>8)他船舶の航行に支障をきたさないよ う航路を確保するとともに、更に必要 な場合は、他船舶の誘導を行わなけれ ばならない。</p>						
<p>9)許可証に記載のある従事者以外の者 に採捕を行わせるはならない。</p>						

漁業許可申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

下記によりうなぎ稚魚漁業の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁 業 種 類
- 2 操 業 区 域
- 3 漁 業 時 期
- 4 漁 獲 物 の 種 類
- 5 漁具の種類、数及び規模
- 6 漁業従事者の住所及び氏名等
別紙のとおり
- 7 使用する船舶
(無 ・ 有)

様式第2号

漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

下記によりうなぎ稚魚漁業許可証の書換え交付を受けたいので、宮崎県漁業調整規則第27条第1項の規定により申請します。

記

1 漁 業 種 類

2 許可の番号

3 許可を受けた年月日

4 書換えようとする事項

項 目	現在の記載事項	書換えようとする記載事項

5 書換えを必要とする理由

様式第3号

漁業許可証再交付申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

下記によりうなぎ稚魚漁業許可の許可証の再交付を受けたいので、宮崎県漁業調整規則第28条の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可証の再交付が必要となった理由
(亡失の場合は亡失の日時及び場所も記載すること)

様式第4号 (表面)

許可番号 第 号
う な ぎ 稚 魚 漁 業 許 可 証
住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては名称)
1 漁 業 種 類
2 操 業 区 域
3 漁 業 時 期
4 漁業従事者の住所及び氏名 裏面のおり
5 使用する船舶 (無 ・ 有)
6 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
7 条 件
年 月 日
宮崎県知事 印

※許可証の大きさはA4とする。

様式第4号（裏面）

4 漁業従事者の住所及び氏名

※許可証の大きさはA4とする。

資源管理の状況等の報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

印

1 報告の対象となる期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 資源管理に関する取組の実施状況

3 漁業生産の実績及び操業の状況

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
漁獲量 (g)							
操業日数							

適格性に関する誓約書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名（法人にあっては名称及び代表者氏名） 印

宮崎県漁業調整規則第 10 条及び小型定置網又はふくろ網により行ううなぎ稚魚漁業許可の取扱方針第 7 に定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
- 2 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
- 3 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 2 条において定める使用人のうちに法第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者があるもの。
- 4 法人であって、その役員又は同法施行令第 2 条において定める使用人のうちに同取扱方針第 2 による公示を行った日から起算して 3 年以内に、漁業に関する法令、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成 7 年宮崎県条例第 9 号）に違反したとして、許可の取消し又は罰金以上の刑に処せられた者があること。